

おっこだね!

ちゅーぶ



2023年(令和5年)6月

発行:中部地域振興課

〒720-0812 福山市霞町一丁目10番1号

TEL084(932)7265 Fax084(928)8609

tyuubu-chiikishinkou@city.fukuyama.hiroshima.jp

2023年度「人権啓発リーフレット」は「子どもの人権」です!



写真:2022人権・平和フォト作品展 優秀賞「平和部門」

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を保障するために、1989年(平成元年)の国連総会で採択され、1990年(平成2年)に発効しました。日本は1994年(平成6年)に批准しましたが、私たちはこのことを暮らしの中にどれだけ活かすことができたでしょうか。

少子化により子どもの総数が減少しているにもかかわらず、児童虐待相談対応やいじめの件数は増え続けており、子どもの生きづらさは年々高まっているといえます。

条約では、子どもをおとなと同じように「権利をもつ一人の人間」としてとらえ、さまざまな差別から一人ひとりの子どもの尊い生命と生活を守り、人権を尊重しようと定められています。

子どもが置かれた状況をふまえ、新しい時代を生きていく子どもの権利が尊重され、健やかに成長できる社会にするにはどうすればよいのか、みんなで考えていきましょう。

「子どもの権利条約」の基本的な考え方は、4つの原則で表されています。

①生きる権利 ②育つ権利 ③守られる権利 ④参加する権利 それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に合わせて考えることが大切です。4つの原則は、「こども基本法」(2023年4月施行)にも取り入れられています。

また、すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されています。子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

